



つばさだより

No.249
2015年8月



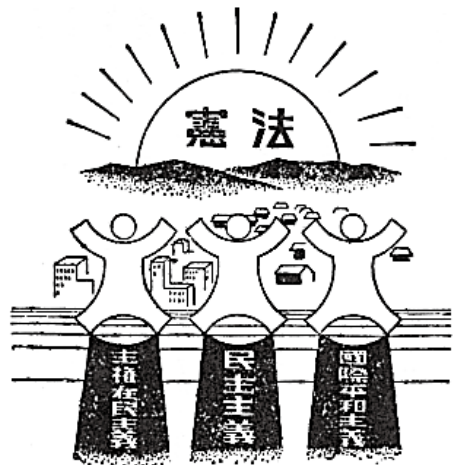
つばさ薬局 多賀城店	☎022(366)8001	吉川店	☎0229(22)7010
長町店	☎022(308)5711	泉店	☎022(772)1571
船岡店	☎0224(58)1065	若林店	☎022(289)8777
中新田店	☎0229(64)1888	松陽台店	☎022(361)9444
松島店	☎022(353)2990	こつた店	☎0229(31)2550
玉川店	☎022(365)2838		

暑い日々がつづいていますが、いかがおすごでしょうか。

今年は広島、長崎に原爆が投下され終戦を迎え70年が経ちます。また、日本国憲法が公布され約70年が経ちます。改めて日本国憲法について考えてみましょう。

憲法とは

第2次世界大戦では日本の侵略によりアジア諸国で2000万人、日本でも310万人もの尊い命が奪われました。日本は、この悲惨な経験をふまえて、戦後二度と戦争をしない事を世界の人々に誓い、国民主権に基づく新しい憲法を定めました。それが日本国憲法です。日本国憲法は、主権在民、基本的人権の尊重、平和主義の3つの原理に基づいています。



明治憲法との違い

それまでの明治憲法では主権は天皇にあり、人権は法律の範囲内で与えられ、軍隊を持ち兵役の義務もありました。また、当時は女性の参政権もなく男女は不平等な扱いでした。思想や言論の自由を徹底的に弾圧する治安維持法などの法律も生まれ、権力のもと国民は様々な自由を奪われていました。

	大日本帝国憲法	日本国憲法
制定	1889(明治22)年2月11日発布 1890年11月29日施行	1946(昭和21)年11月3日公布 1947年5月3日施行
形式	欽定憲法	民定憲法
主権	天皇主権、天皇大権中心主義	国民主義、権力分立主義
天皇	神聖不可侵の存在、国の元首で統治権の総攬者	日本国と日本国民総合の象徴、形式的・名目的な国事行為を行う
戦争と軍隊	天皇に陸海空の統帥権、臣民に兵役義務	戦争の放棄といっさいの戦力の不保持
国民の権利	臣民としての権利、法律の範囲内での保障	社会権を含む基本的人権の保障
国会	天皇の協賛機関、二院制、貴族院は特権階級の代表、国政調査権なし	国権の最高機関、唯一の立法機関、衆議院・参議院とも国民の代表機関、国政調査権あり
内閣	天皇の補弔機関、国務大臣は天皇に対して責任を負う	最高の行政機関、議院内閣制をとり、国会に責任を負う
裁判所	天皇の名において裁判を行う、違憲立法審査権なし	司法権の独立、違憲立法審査権をもつ、最高裁判所裁判官の国民審査
憲法改正	天皇の発議、帝国会議の決議	国会の発議、国民投票

東京書籍版「国史日本史」より

憲法は誰のもの？

憲法は、自由で幸せに生きるための、国民から政府への「命令書」であり、国家が暴走しないよう権力を縛るものです。この考え方を立憲主義といいます。例えば、憲法21条「表現の自由」と定めて、国に対し、国民の表現の自由を侵してはならないと縛りをかけているのです。つまり憲法により私たちが守られているのです。ですから首相の考えにより憲法を身勝手に解釈する事はこの立憲主義に反するものなのです。



おしつけ憲法っていわれるけど…

現在の日本国憲法は「GHQにおしつけられた、たった8日間の議論でできた、だから日本人が考えた憲法が必要だ」という意見もありますが、実際にはどうでしょうか。憲法改正案は日本政府が作るはずでしたが、当時の政府の試案では主権を天皇におき、人権保障もされず、明治憲法とほとんど変りない内容だったので、日本の民主化を望むGHQは納得しませんでした。そこで、GHQは日本人研究者らが考えた「憲法草案要綱」を参考にして政府案をつくりました。それをもとに、より良い憲法にするため、国民が選んだ議員が国会の場で補強し日本国憲法が完成しました。公布の際には多くの日本人が新たな憲法を歓迎し、約70年の間守り続けています。



憲法9条があるから武力行使を行なえない!

日本はこれまで、アフガニスタンやイラク戦争など、アメリカが引き起こした戦争に自衛隊を派兵してきましたが、武力行使はできませんでした。それは戦争を放棄した憲法9条があるからであり、歴代の自民党政権も「憲法上許されない」としてきたからです。戦後70年もの間、戦争で誰の命も奪う事も奪われる事もなかつ

日本国憲法9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

たのです。

集団的自衛権の行使を容認し海外での武力行使に加担する事は、憲法9条を壊し、海外での戦争に日本も加わり、いのちの奪い合いに巻き込まれる事になります。

私たちつばさ薬局は平和憲法を守る活動をつづけます

安倍政権は、秘密保護法を制定し、その上集団的自衛権を閣議決定しました。そして安全保障関連法案を強行採決する暴挙に出ました。憲法9条の精神を踏みにじるだけではなく、過半数を超える多くの国民が反対しているということを見做し、立憲主義さえも否定しています。



私たちつばさ薬局は、いのちと健康を守る医療人としていっさいの戦争政策に反対しています。日本国憲法前文に「われらは全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する事を確認する」と平和的生存権を掲げています。それを脅かすものが戦争です。二度と悲慘な戦争を繰り返さないためにもさまざまな場面で訴え続けていきます。そして、いのちの平等、国民が主人公の政治となるように、本当に憲法がいかされる社会を目指し運動していきます。ご一緒に声をあげていきましょう。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

参考資料：憲法改悪反対共同センターパンフレット
渡辺輝人・自民党の改憲漫画から「押し付け憲法論」を考える

9月の栄養相談予定 (各店10:00~12:00開催です)

- ・ 2日 (水) 若林
- ・ 4日 (金) 船岡
- ・ 8日 (火) 長町
- ・ 10日 (木) 松島
- ・ 14日 (月) 多賀城
- ・ 17日 (木) 泉
- ・ 18日 (金) 松陽台
- ・ 24日 (木) 中新田
- ・ 28日 (月) 古川
- ・ 30日 (水) 玉川